

VI 研究グループ報告

IFRS の強制適用に関する国際比較研究

主査：中野 貴之（法政大学）
委員：上野 雄史（静岡県立大学） 岡本 紀明（立教大学）
Garcia, Clemence（学習院大学） 金 鐘勲（一橋大学）
潮崎 智美（九州大学） 角ヶ谷典幸（名古屋大学）
成岡 浩一（専修大学） 西海 学（愛知学院大学）
野口 倫央（愛知学院大学） 樋口 尚文（公認会計士）
平賀 正剛（愛知学院大学） 苗 馨允（椋山女学園大学）
山田 辰己（中央大学）
オブザーバー： 関 肅（早稲田大学大学院）

要 旨

本研究の目的は、IFRS の強制適用を行ってきた国々・地域において、実際、いかなる経済効果およびコスト・課題が発現したか否かについて、制度、実態および実証分析の視角から多角的にアプローチし学術的なエビデンスを得るとともに、それらのエビデンスに基づいて IFRS（国際財務報告基準）の強制適用に関する政策的・実践的知見を発信することである。制度分析、実態分析を担当する（主に質的データにより事実を把握する）【制度分析班】と、計量的な実証分析を担当する（主に量的データにより事実を把握する）【実証分析班】とに研究組織を二分し、「IFRS を強制適用した国々・地域」において生じた事実を、二つの方向から接近し、多角的かつ網羅的に把握する。

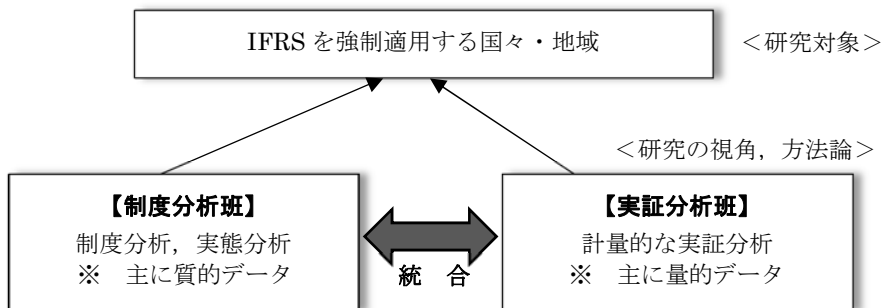
本中間報告の具体的な研究成果は、以下の二点である。第一に、制度分析班が IFRS の設定主体である IASB（国際会計基準審議会）、および、IFRS を強制適用する国々・地域を対象として、IFRS の強制適用前・後に生じた事実を、主に定性的に明らかにした（IASB、ドイツ、フランス、英国、オーストラリア、カナダ、マレーシア、韓国）。現在、IFRS を強制適用する法域は 100 以上に及んでおり、すべての法域を網羅することは不可能であるため、わが国にとって重要性の大きい七つの国々に限定した。第二に、実証分析班が IFRS の強制適用に関する実証研究についてサーベイを行った（(1) 財務報告の質および比較可能性への影響、(2) 資本市場への影響、(3) 受託責任会計、債務契約への影響）。最終報告においては、以上の研究に加えて、わが国における IFRS の任意適用に関する理論的・実証研究を実施する予定である。

I 方法論

本研究の目的は、IFRS の強制適用を行ってきた国々・地域において、実際、いかなる経済効果およびコスト・課題が発現したか否かについて、制度、実態および実証分析の視角から多角的にアプローチし、学術的なエビデンスを得ることである。また、当該エビデンスに基づいて IFRS の強制適用に関する政策的・実践的知見を発信することを目指している。

財務会計の領域では、制度分析、実態分析および計量的な実証分析等の研究手法が用いられるが、各方法には一長一短がある。制度分析や聞き取り調査に基づく実態分析は主に質的データにより事実を詳しく把握できるが、研究者の主観を完全には排除しにくく、少数のサンプルに依拠せざるを得ない。一方、計量的な実証分析は大量のサンプルに基づき量的データにより事実を客観的に把握することができるが、実態を詳しく調べるには不向きである。

図表 1 本研究の対象と視角および方法論



本研究の特徴は、制度分析、実態分析を担当する（主に質的データにより事実を把握する）【制度分析班】と、計量的な実証分析を担当する（主に量的データにより事実を把握する）【実証分析班】とに研究組織を二分し、「IFRS を強制適用した国々・地域」において生じた事実を、二方向から接近し、多角的かつ網羅的に把握しようとする点にある。具体的に、【制度分析班】および【実証分析班】が取り組む課題は、以下のとおりである。

- IFRS の強制適用が、財務報告の質・比較可能性、資本市場、および、受託責任会計・債務契約に及ぼす影響

< 最終報告書において発表予定 >

第Ⅲ部 日本における IFRS の適用をめぐるエビデンスと展望（【制度分析班】、【実証分析班】）

- 日本企業による IFRS 任意適用の動機
- IFRS の任意適用に伴う財務報告の質等の変化
- 日本における IFRS の適用に対する政策的・実践的インプリケーション

< 中間報告書 >

第Ⅰ部 制度と実態（【制度分析班】）

- IASB, ドイツ, フランス, 英国, オーストラリア, カナダ, マレーシア, 韓国

第Ⅱ部 学術研究のサーベイ（【実証分析班】）

これらのうち、中間報告書では、第Ⅰ部および第Ⅱ部の研究成果を報告する。第Ⅲ部については、最終報告書において発表する予定である。

II 調査研究の対象

1. 第I部「制度と実態」

第I部「制度と実態」は、IFRSの設定主体であるIASB、および、IFRSを強制適用する国々・地域を対象として、IFRSの強制適用前・後に生じた事実を、主に定性的に明らかにする。現在、IFRSを強制適用する法域は100以上に及んでおり、すべての法域を網羅することは不可能であるため、わが国にとって重要性の大きい七つの国々に限定した。

- IFRSの設定主体
 - ①IASB
- EUを代表する国々のケース
 - ②ドイツ, ③フランス, ④英国
- オセアニア諸国を代表する国であり、かつ、公会計にIFRSを適用するケース
 - ⑤オーストラリア
- 米国と隣接し経済的依存関係が強く、かつ、米国会計基準と調和してきたにも拘らず、IFRSの任意適用に踏み切ったケース
 - ⑥カナダ
- 新興国のケース
 - ⑦マレーシア
- 日本の近隣国であり、かつ、IFRSの強制適用により、会計制度をドラスティックに変更したケース
 - ⑧韓国

以上、IFRSの強制適用する国の実情は異なっているが、次の項目については共通の調査項目とした。

- (1) IFRSの強制適用の背景と経緯
 - IFRSの強制適用に踏み切った背景と経緯は何か。
- (2) 財務報告制度

(2-1) 強制適用前

- 財務諸表の主たる目的は何か(投資者保護・債権者保護の重要度、主たる資金調達システム)、どのような財務報告制度(会計、開示および監査制度)をとっているか。

(2-2) 強制適用時における制度変更

- 自国基準(Local-GAAP)とIFRSにはどの程度差異があったか(どの程度、会計処理の変更を伴ったか)
- IFRS(=会計基準)が導入されただけか、それとも財務報告制度の変更を伴ったか否か。

(3) IFRSの強制適用後の制度変更および実態

- IFRSの強制適用後、何らかの制度変更を行ったか、企業実務等実態面において効果や課題は観察されるか。

2. 第II部「学術研究のサーベイ」

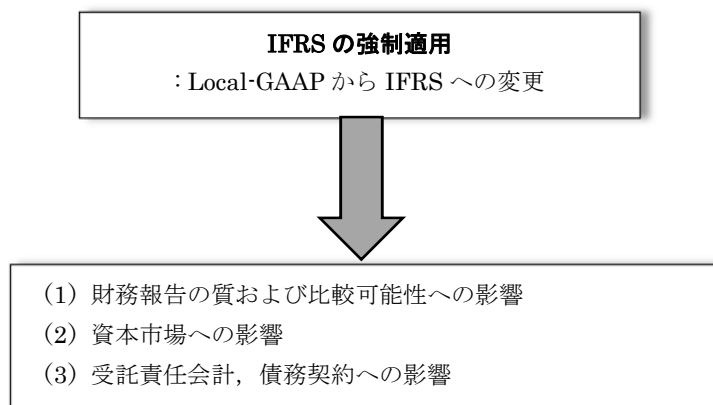
IFRSの強制適用は、単一のグローバルな会計基準を世界中の国々に同時に導入するという、「歴史上類を見ない試み」あるいは「壮大な社会実験」と捉えることができる。この歴史上類を見ない試みに対しては世界中の研究者が注目し、今日まで実証研究が発表されている。実証研究の方法は多岐にわたるが、本研究ではアーカイバル・データを用いた実証分析に限定し、学術研究のサーベイを行う。第I部ではIFRSを強制適用する特定の国に絞って、事実を深く把握することを意図していたが、第II部の実証研究では一国における事実のみならず、多国間に共通する一般性の高い事実を把握することが可能である。

IASBは、「質が高く透明性があり、かつ、比較可能な情報を要求する」(IASB 2010, para. 6 (a)) 基準を開発することを活動の目的に掲げている。強制適用の目的について、EU議会

は、「財務諸表の透明性および比較可能性の向上を図ることにより、域内の資本市場が効率的に機能するようにすることである」(Regulation 1606/2002)と指摘していた。これらの見解によれば、財務報告の質および比較可能性の向上は、IFRSの強制適用の重要目的であるといえ、

実証研究においては、実際、IFRSの適用により財務報告の質や比較可能性が向上したのか否かは重要な論点として検証された。第II部では、第一に、IFRSの適用が財務報告の質および比較可能性に及ぼす影響について検証した、実証研究についてサーベイする。

図表2 学術研究のサーベイ



EU議会が指摘しているように、IFRSの強制適用により、資本市場の効率性が高まるなど一定の経済効果が発現することが期待される。そこで第II部では、第二に、IFRSの適用が資本市場に及ぼす影響について検証した、実証研究についてサーベイする。

さらに、財務会計は資本市場への情報提供のみならず、受託責任会計あるいは債務契約等の役割を果たしてきた。IFRSは公正価値会計を重視するなど、前者を重視しているといえ、IFRSの適用は後者の役割に対してどのような影響を及ぼすかが注目される。そこで第II部では第三に、IFRSの適用が受託責任会計、債務契約に対して及ぼす影響について検証した、実証研究についてサーベイする。

III 各章の要約：主たる発見事項

以下、各章の要約を示す。

1. 第I部「制度と実態」

第1章 IASB

IASBの基準設定作業は、①基準設定プロジェクト、②維持管理プロジェクトおよび③リサーチ・プロジェクトの三つに分けて行われている。このうち、基準設定プロジェクトでは、IFRS実務記述書「経営者による説明」の見直しおよび規制事業（電力やガス事業）を営む企業の会計処理に関連する規制産業プロジェクトの二つのみが検討されている。数が限定されているのは、IASBが、ここ数年のうちに大型プロジェクト（IFRS第15号（顧客との契約から生じる収益）、第16号（リース）および第

17号(保険契約)や「財務報告のための概念フレームワーク」の見直しを完成させ、現在は、IFRSの利用者がそれらを咀嚼し適用のための準備をする期間(‘period of clam’と呼ばれている)とされているためである。これらの三つのプロジェクトのうち、IASBが関係者にとってより優先度が高いと考えている検討項目には、①開示イニシアチブ—重要性の定義(IAS第1号および第8号の改訂)、②規制産業、③開示イニシアチブ—開示原則、④主要財務諸表、⑤共通支配下の企業結合、⑥ダイナミックリスク管理、⑦資本の性格を持つ金融商品および⑧のれんおよび減損の八つがある。

これらと重複するが、IASBは、主要な利用者のニーズに応えることを目指して「財務報告におけるベター・コミュニケーション」促進計画を行っている。これに含まれるのは、①主要財務諸表、②開示イニシアチブ(これは、開示原則、目標を絞った基準レベルでの開示のレビューおよび重要性の定義の三つのプロジェクトに分かれる)および③経営者による説明という三つの分野にわたるプロジェクトである。

第2章 ドイツ

ドイツにおいては他のEU/EEA加盟国と同様、2005年1月1日以降、EU規制市場に上場する企業の連結財務諸表に対してEUにおいてエンドースされたIFRSが強制適用された。

伝統的にドイツの財務報告制度は、商法典(HGB)を中心として形成されており、商法典の理念である「債権者保護」および日本にいう確定決算主義である「基準性の原則」のもとに「配当可能利益計算」、「課税所得計算」および「(主に債権者への)情報提供」が会計の目的として期待されてきた。そのような制度体系において、2005年のEU規制市場へのIFRS

強制適用により、取引所法(BörsG)および有価証券取引法(WpHG)のもとでの「投資家保護」のための会計基準としてIFRSが中心に据えられることとなったのである。とはいえ、ドイツの上場企業数は全ドイツ企業の約0.02%を占めるにすぎず、ドイツ経済を牽引しているのは中小企業でもある。そのため、IFRS適用のインセンティブの低い中小企業への影響は最小限に止められる(むしろ緩和される)ような制度改編が行われてきた。そのほか、中小企業の資金調達の間である取引所規制市場の上場企業に対してはHGBの適用が認められた。

ドイツにおいては、IFRS強制適用に際してエンフォースメント体制もまた整備された。具体的には、第1段階において私的セクターであるドイツ会計審査委員会(DPR)による審査が行われたのち、第2段階では公的セクターである連邦金融監督庁(BaFin)による審査が行われる。このように、IFRS強制適用と同時にエンドースメント体制が整備されたことから、資本市場においては流動性が高まったと評価されている。

第3章 フランス

フランスは、EUのメンバーとして2005年にIFRSを上場企業の連結財務諸表に強制適用した。IFRS導入の経緯において最も大きなイベントは、EU地域内の資本市場の統合を目的にした金融サービス行動計画(FSAP)であった。アメリカと同様の規制を導入することにより、EUレベルで共通の方針をより効率的に設定することが当時の狙いだった。

2002年のEU規則(1606/2002)以前からフランスの会計基準設定機関はIASの適用に向けて国内の会計基準の改訂を行っていた。IFRSが適用されるまで、フランスの会計制度は2層で構成されていた。すべての商人およびいくつ

かの業界の個別財務諸表に対しては、プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) が強制適用されている。一方、連結財務諸表については、99-02 規則 (Reglement 99-02) が個別財務諸表とは異なるルールを設定していた。フランスでは、昔からすべての商事会社には財務諸表を開示する義務があり、その上、すべての株式会社は法的監査の義務をも負うことから、会計基準のエンフォースメント体制が存在していた。2005 年以降、上述の制度の他に、IFRS が上場企業の連結財務諸表に強制適用されることになった。2005 年から 2016 年までの間は、国内の会計基準に関して比較的安定していた時期であった。EU レベルでは中小企業版 IFRS の導入が議論されてはいたが、フランスは国内の法体制や中小企業の事務負担の軽減を重視し、これに反対していた。2013 年になると、Think small first Act を反映させるために非上場企業の会計制度を単純化する EU 指令 (2013/34) が出された。2016 年には、この新しい指令を反映させるために PCG の改訂が行われた。法的監査に関しても、2014 年に EU 指令 (2014/ 56) が設定され、その後フランス会計監査役高等評議会 (H3C) の制度改革が行われた。以前は、監査人協会の権限であった監査業務の適正性に関する検査は、2016 年より H3C に移管された。

第 4 章 英国

IASB の初代議長は英国出身の David Tweedie 卿であり、その本部がロンドンに置かれていることを考慮すれば、IASB と英国は密接な関係にあると予想される。その一方、英国内の IFRS 適用状況にはこれまであまりスポットライトが当てられなかったように思われる。そこで本章は、IFRS の強制適用を基点として、英国における財務報告規制の枠組みの変化に焦点を

当てて考察を試みた。

考察の結果、特に以下の 2 点の特徴が明らかになったと思われる。第 1 に、英国では財務報告をめぐる諸制度が IFRS に歩み寄りの動きを見せつつも、より規模の小さな企業に対して、国内基準として会計処理を簡素化した会計基準が導入されてきた。英国で IFRS の強制適用が要求されるのは、基本的にロンドン証券取引所のメインマーケットに上場する企業であり、英国内にはそれ以外の企業も多数存在する。それに関連して、小規模な企業に大規模な上場企業向けの会計基準 (IFRS) を課すのは、コストベネフィットの観点からも望ましくないという考え方がより浸透したと捉えられる。第 2 に、会計基準の適用に関するエンフォースメントの観点から考察を試みた。英国では、会計処理が問題視された企業や関連する主体に対し、財務報告違反審査会 (FRRP) と呼ばれる機関が積極的にコミュニケーションを図り、望ましい会計処理を追及していくエンフォースメント体制を伝統的に採用してきた。だが近年、FRRP の単独体制が複数の委員会による多層的なエンフォースメント体制へと移行した。IFRS 強制適用との直接の因果関係を見出せるわけではないが、複数の会計基準の並存と並行して、多層的なエンフォースメント制度も整備されたのではないかと考えられる。

第 5 章 オーストラリア

財務報告評議会 (FRC) は、2002 年頃から、欧州に後れをとってはならないことや、豪州には国際的な基準設定の主導的役割を担い続けるべき責務があることなどを理由に、豪州国内における IFRS の適用を強く推奨してきた。

豪州会計基準審議会 (AASB) は FRC の指令に応じて、2004 年 7 月に、IFRS の会計基準名、技術的要件および適用日を一字一句変える

ことなく受け入れた豪州版のIFRS (A-IFRS)を公表した。上場企業だけではなく、会社法上の報告主体、さらには非営利組織や豪州政府等のパブリックセクターを含む全ての事業体に対して、2005年1月1日以降に終了する会計年度からA-IFRSの強制適用が要請されている。IFRSの強制適用表明後、基準の開発や基準の実施などを巡る衝突がしばしば生じてきた。たとえば、IFRSを強制適用した初期の段階では、AASBがIFRSで認められていた会計処理の選択肢の幅を狭め、追加開示の要請を行ったため、IASB、FRC、グローバル企業、グローバル監査法人などから種々の批判を受け、AASBは最終的に代替的な会計処理方法の緩和や追加開示の削減などを余儀なくされた。

豪州の財務報告制度は相矛盾する以下二つの原則の上に成り立っている。一つは、同種の取引および事象は同様に会計処理されるべきという「取引中立性の方針」および「セクター中立」の考え方であり、この原則に沿って、企業や団体の形態に関わらず、全ての事業体にA-IFRSの適用が強制された。他の一つは、情報ニーズや作成コストを考慮に入れて、異なる事業体には異なる開示要件を適用すべきという「報告差別化フレームワーク」である。なお、現在、豪州証券投資委員会(ASIC)、AASB、監査法人などの協力体制のもと、ASICが中心になってA-IFRSの適用状況を監視している。

第6章 カナダ

カナダでは、会計基準設定主体である会計基準審議会(AcSB)は2011年より、公開企業に対してIFRSの強制適用を2008年3月に決定した。その経緯は、AcSBが2004年にカナダ独自の会計基準を維持、もしくはIFRSかまたはUS GAAP(米国会計基準)を強制適用する

かという方針を決めるためコメントを募集したことに始まる。

カナダでは、IASやIFRSをベースとし、US GAAPとの調和化を図った会計基準を設定してきた。しかし、カナダの経済、資本市場はアメリカの10%程度の規模であり、基準開発・維持のコストに対するベネフィットから、独自に基準を設定することは見送られた。また、旧カナダ基準はIFRSをベースとしたものであったため、細則主義のUS GAAPよりも、IFRSのほうが選好され、またIFRSはFASBに比べ、カナダの経済事情を基準開発において考慮する可能性があること等から、IFRSを選択することとなった。

IFRSを強制適用するにあたり、AcSBは原則としてカーブ・アウトや修正は一切行わず、実務指針等のガイダンスは一切公表しないという、“no tinkering approach”という方針を採用している。これは、カナダにおいて生じるIFRS上の問題点については、AcSBが直接IASBに対応を依頼するというもので、IFRS第14号などはその成果ともいえる。しかし、カナダ基準に比べIFRSはより原則主義的であることで、会計処理の多様化や、基準の移行による財務数値の変動について懸念された。旧カナダ基準はIFRSに十分収斂されていたといわれていたため、全体的には大きな混乱はなかったが、退職給付債務、連結の範囲、現金創出単位の違いによるのれんの数値や減損等に差異があり、IFRS強制適用により大幅な欠損を抱えたエア・カナダなど、個別に見ると強いインパクトを受けた企業が散見される。

第7章 マレーシア

マレーシアでは2018年1月1日をもって一組のマレーシア財務報告基準(MFRS)が発効し、会社法に定める非公開会社以外の全企業に

対し強制適用されることとなった。MFRS は現行の IFRS と完全に同一の基準である。財務報告制度は、会社法、資本市場サービス法および金融サービス法によって法的枠組みが形成されている。各法がその適用対象となる企業に対し財務諸表の作成ならびに公認会計士による監査を義務づけている。会社法の下、すべての会社の財務諸表は商業登記所 (CCM) に提出される一方、上場企業の財務諸表は証券取引委員会 (SC) に提出される。これらの財務諸表の作成基準は、財務報告法によって MASB の設定する基準と定められており、その意味で同法が財務報告制度の扇の要となっている。また IFRS への完全収斂が進んだ 2005 年以降、コーポレートガバナンスコードならびに非財務情報 (持続可能性報告もしくは統合報告) 制度の整備も並行して進み、総体として英国モデルのガバナンス・開示制度が確立したことは特筆される。

上場企業は SC およびマレーシア証券取引所、金融機関は中央銀行 (BNM)、その他の企業については CCM がそれぞれ監督機関として機能しているが、財務報告に関してはマレーシア会計士協会 (MIA) 内の財務諸表レビュー委員会が毎年ランダムもしくは任意に選定した企業について基準の適用状況を含めた財務諸表の品質レビューを行っている。その対象企業は SC, CCM, BNM の指名によって選定される場合もあり、これら 4 団体の連携によりエンフォースメント体制が形成されているとよい。また MFRS の適用状況については、今後の動向を見守るしかないが、過去に世界銀行や MIA が行った調査によれば、大企業における財務報告基準の適用状況はある程度良好であるとの結果が示されている。

第 8 章 韓国

韓国では、アジア経済危機を契機として、国際通貨基金 (IMF) および世界銀行のイニシアティブの下、金融システム改革が実施され、その結果として IFRS が強制適用されている。具体的には、韓国政府は 2011 年 1 月 1 日以降に終了する会計年度より、上場中小企業を含む「全上場企業」(当時、2011 年時点で 1,924 社) および非上場金融業 (一部を除く) に対する IFRS の適用を強制している。また、2009 年度からは IFRS の「早期適用」も認められていた。これを受けて、韓国では 2009 年度に 14 社、2010 年度 47 社と計 61 社が IFRS を早期適用した。韓国の IFRS 適用方式の特徴は、「連年統一」の考え方の下で、「連結財務諸表」と「単体財務諸表」の双方に対する IFRS の「強制適用」を実施した点にある。

制度的観点からいうと、韓国は外部投資家保護、法的執行体制、株式市場の重要度およびディスクロージャー指標が比較的脆弱な国に分類される (Leuz et al. 2003)。また、従来の韓国会計基準 (K-GAAP) は個別中心、取得原価重視、法的形式重視、細則主義の会計基準であるのに対し、IFRS は連結中心、公正価値重視、経済的実質重視、原則主義の会計基準であり、IFRS の強制適用に伴う会計基準の変更の影響は比較的大きかったことが明らかにされている。

会計は経済社会における制度としてとらえることができる。この意味で、会計は会計制度を構成するその周辺制度との密接な関係を有しながら経済社会の維持・発達に貢献するといえる。韓国において会計制度を構成する周辺制度としては、「外部監査法」、「資本市場法」、「商法 (会社法)」、「税法 (法人税法)」がある。韓国は IFRS の強制適用の際に、これらの法律における諸規定を IFRS と歩調を合わせる形で改

定しており、ここに韓国のIFRS適用のもう一つの特徴がある。つまり、韓国では企業会計基準とその他の財務報告制度とが、制度的補完性を保持する形でIFRSの強制適用が実施されたのである。この点において、韓国の事例は、一定の示唆を有するものであると考えられる。

2. 第Ⅱ部「学術研究のサーベイ」

第9章 財務報告の質および比較可能性への効果

IFRSの強制適用の開始以来、会計研究者が最も注目してきた主題の一つはIFRSの適用により財務報告の質および比較可能性は向上するかという点である。比較可能性は財務報告の質を決める特性の一つといえるが、実証研究の系譜においては両者は別の主題に位置づけられているので、本章もそれに従う。

まず、財務報告の質については、会計数値の特性（利益調整の程度、損失の適時認識等）、株式市場・投資家の評価（価値関連性、株価反応等）等で代理される。これまでに実施された実証研究によれば、IFRSの強制適用により財務報告の質が一律に向上するというとはいえず、IFRSの適用に伴う財務報告の質の変化には、経営者のインセンティブ、各国のエンフォースメント体制の強弱、および、IFRSと国内基準との差異等の環境要因が影響することが証拠づけられている（Barth et al. 2008; Ahmed et al. 2013; Christensen et al. 2015）。

一方、比較可能性の研究は、会計基準を比較対象とする研究と財務情報を比較対象とする研究とに大別される。前者は、Bae et al. (2008) や DeFond et al. (2011) のように、IFRSと国内基準との画一性を比較可能性として捉えた研究である。これに対して、後者は、Barth et al. (2012), Yip and Young (2012), Wang (2014), Cascino, and Gassen (2015) のように、会計

情報を導出する会計システムを特定し、そのシステムの親和性を比較可能性として捉える研究である。昨今の比較可能性に関する実証研究の全体的な流れとしては、会計基準を比較対象とする研究に代わり、財務情報を比較対象とする研究が主流となっている。

この財務情報を比較対象とする研究は、比較可能性の測定方法という視点からさらに細分化できる。すなわち、比較可能性の測定方法が、もう一つの視点である。この視点から先行研究を整理すると、Barth et al. (2012) や Cascino and Gassen (2015) のように、De Franco et al. (2011) が示した分析モデルを援用し、比較可能性の指標を開発し、それに基づき比較可能性の程度を直接的に測定する先行研究と、Yip and Young (2012) や Wang (2014) のように、情報の波及効果等を比較可能性の代理指標として用い、それに基づき比較可能性の程度を間接的に測定する先行研究とに大別できる。測定方法の視点から先行研究の傾向を概観すると、比較可能性を直接的に測定する先行研究においては、IFRS適用による比較可能性の向上に関する強い証拠は得られていない。その一方で、間接的に測定する先行研究においては、IFRS適用により比較可能性が向上することが概ね明らかにされている。

第10章 資本市場への効果

IFRSの適用により、財務報告の質や比較可能性が向上するならば、情報の非対称性が減少し、流動性の向上、資本コストの低下、および企業価値の向上といった種々の効果が資本市場に生じると予想される。こうした資本市場への効果をもたらす経路には、IFRSの適用による財務報告の質や比較可能性の向上が、資本市場に対し直接的に影響を及ぼす経路と、IFRSの適用がアナリスト、投資家および経営者の行

動を変化させ、それらが間接的に資本市場に影響を及ぼす経路とが考えられる。また、IFRS それ自体の効果とは別に、財務報告へのインセンティブ等の企業レベルの差異、法体系やエンフォースメントの程度等の国家レベルの差異が影響を及ぼしていることも考えられる。本章では、代表的な研究をサーベイし、資本市場への効果とその要因に関するエビデンスを整理した。

直接的効果に関する研究のうち、IFRS それ自体による効果については肯定的な研究と否定的な研究とが混在している。また、財務報告の質の向上よりも、比較可能性の向上の方が資本市場に及ぼす効果が大きいとする報告がある。これに対し、財務報告へのインセンティブ等の企業レベルの差異や、法体系やエンフォースメント等の国家レベルの差異の影響については、ほぼ一貫して肯定的な結果が報告されている。

間接的効果に関する研究のうち、アナリスト予想への影響については比較可能性の向上との関連が報告されている。また、財務報告の質の向上についても肯定的な研究がある。投資家行動への影響については、投資家と投資対象企業の所在国がいずれもIFRSを適用している場合に、投資が増加するという報告がある。また、経営者行動への影響については、IFRSの適用が経営者予想の任意開示を増加させるという証拠が提示されている。なお、間接的効果についても、企業レベルの差異や国家レベルの差異が影響しているとする研究が多い。

以上から、IFRSの適用がいくつかの経路を通じて資本市場への効果をもたらしていること、また、企業レベルの差異や国家レベルの差異が影響していることが明らかになりつつあるといえる。

第11章 受託責任および債務契約への効果

本章の目的は、受託責任および債務契約という、意思決定有用性以外の要素においてIFRSの強制適用がどのような影響を及ぼしているのかをサーベイにより探ることである。受託責任においては、IFRSの強制適用はおおむねプラスの効果が得られている。Ozkan et al. (2012)はEUにおけるIFRS強制適用の影響を検証し、IFRS強制適用後、会計上の業績と経営者報酬との感度は僅かながら統計的に有意に増加している結果を示している。さらにIFRS適用前の利益の質が低かった国において顕著にその傾向がみられることを示している。一方で、Voulgaris et al. (2014)は、英国のサンプルデータに基づき、IFRSの強制適用が会計数値にノイズ(noise)を与えていることを示している。

債務契約においてはIFRSの強制適用はマイナスの影響があるといえる。Ball et al. (2015)はIFRSを適用した22ヶ国とそうでない21ヶ国における債務契約を検証し、IFRS適用後、会計数値に関連した特約の数が有意に減少する一方で、会計数値に依らない特約に依拠する企業が増加している結果を示している。Christensen et al. (2009)は、2005年1月の強制適用時の英国の会計基準(U.K. GAAP)とIFRSの利益の調整表のアナウンスメントに伴うリターンをイベントスタディで検証し、契約上の違反の可能性に直面している企業や小規模で、低いインタレスト・カバレッジ・レシオ、資産の成熟度が高い企業においてマイナスの評価を受けていることを示している。

一連のIFRSの強制適用に関する研究結果からは、受託責任については、モニタリングコストの削減という点でプラスの影響がある一方で、債務契約においては、強制適用によって債務契約者に不利な影響が生じる場合があり、株

主への富の流出が生じている側面があることが分かっている。ただし、IFRSの強制適用が受託責任や債務契約に与えた影響を直接的に測定することが困難であるため、実証分析の数はそれほど多くない。また各国の法制度や契約の個別性などもあり、IFRSの強制適用がプラスか、マイナスか一概に結論づけることはでき

ない。

参考文献

International Accounting Standards Board [IASB].
2010. *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*. IASB.